

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2025年9月19日
【発行者の名称】	株式会社エクセリ (Exseli Co, Ltd.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 吉田 統一
【本店の所在の場所】	東京都墨田区菊川三丁目17番2号
【電話番号】	03-3662-0551
【事務連絡者氏名】	取締役 辻 和幸
【担当J-Adviserの名称】	株式会社日本M&Aセンター
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 竹内 直樹
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.nihon-ma.co.jp/ir/
【電話番号】	03-5220-5454
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社エクセリ https://www.exseli.com/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

1. TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、「第一部 第3 4【事業等のリスク】」において公表された情報を慎重に検討する必要があります。

2. 発行者情報を公表した発行者のその公表の時ににおける役員(金融商品取引法(以下「法」という。)第21条第1項第1号に規定する役員(取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者)をいう。)は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。

3. TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例(以下「特例」という。)に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketの諸規則に留意する必要があります。

4. 東京証券取引所は、発行者情報の内容(発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。)について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第33期 (中間)	第34期 (中間)	第35期 (中間)	第33期	第34期
会計期間	自2023年1月1日 至2023年6月30日	自2024年1月1日 至2024年6月30日	自2025年1月1日 至2025年6月30日	自2023年1月1日 至2023年12月31日	自2024年1月1日 至2024年12月31日
売上高 (千円)	924,823	1,013,758	1,095,003	1,873,553	2,153,383
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	77,379	△64,708	104,099	47,594	△81,209
中間 (当期) 純利益又は 中間 (当期) 純損失 (△) (千円)	47,506	△46,332	62,408	27,200	△63,566
純資産額 (千円)	219,069	148,131	189,005	198,764	130,897
総資産額 (千円)	932,594	822,363	952,049	858,660	841,339
1株当たり純資産額 (円)	1,273.66	861.23	1,098.87	1,155.61	761.03
1株当たり配当額 (うち、1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	25 (—)	25 (—)
1株当たり中間 (当期) 純利益金額 又は1株当たり中間 (当期) 純損失金額 (△) (円)	276.20	△269.37	362.84	158.14	△369.57
潜在株式調整後1株当たり中間 (当期) 純 利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	23.5	18.0	19.9	23.1	15.5
自己資本利益率 (%)	24.1	△26.7	39.0	14.5	△38.5
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	15.8	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	153,897	12,025	63,607	75,364	△6,565
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△23,203	1,863	△6,993	△11,078	△5,258
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	62,770	△19,300	△19,300	47,770	△34,300
現金及び現金同等物の中間期末 (期末) 残 高 (千円)	567,044	480,226	476,827	485,637	439,153
従業員数 〔ほか、平均臨時雇用人員〕 (名)	36 〔19.0〕	43 〔21.0〕	38 〔22.0〕	35 〔23.0〕	41 〔24.0〕

- (注) 1. 当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、中間連結会計期間等に係る主要な経営指標等の推移については掲載しておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
3. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を〔 〕外数で記載しております。
4. 第33期 (中間) 及び第33期の潜在株式調整後1株当たり中間 (当期) 純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であったため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。また第33期 (中間) 及び第33期の株価収益率については、当社株式は非上場であったため記載しておりません。
5. 第34期 (中間) 及び第34期の潜在株式調整後1株当たり中間 (当期) 純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり中間純損失及び1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。また第34期 (中間) 及び第34期の株価収益率については、中間純損失及び当期純損失であるため記載しておりません。
6. 第35期 (中間) の潜在株式調整後1株当たり中間 (当期) 純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は売買実績がなく期中平均株価が把握できないため記載しておりません。また第35期 (中間) の株価収益率については、当社株式は売買実績がないため、記載しておりません。
7. 第34期の配当性向については、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。
8. 2023年12月5日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行いました。第33期の期首に当該株式

分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額、1株当たり配当額及び1株当たり中間（当期）純利益金額を算定しております。

2【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4【従業員の状況】

(1) 従業員の状況

2025年6月30日現在

従業員数（人）
38 [22.0]

（注）1．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を〔 〕外数で記載しております。

2．当社は無線通信機器販売レンタル事業の単一セグメントのため、セグメント別の記載は省略しております。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間会計期間におけるわが国の経済は、社会経済活動の正常化が進展し、賃上げによる所得環境の改善や定額減税の効果等により、緩やかな回復基調が継続いたしました。一方で、ウクライナ情勢の長期化や中東情勢の緊迫化など不安定な国際情勢を背景に、世界的な資源・エネルギー価格の高騰や円安の進行に伴う物価上昇など、先行きについては依然として不透明な状況が続いております。

このような環境下において当社と致しましては、販売事業はAmazon等のECサイトの影響により苦戦したものの、レンタル事業においては新規顧客の獲得に加え、既存顧客に対する電話・メールによるフォローの徹底が奏功し、販売事業に比べレンタル事業の伸長が顕著でありました。また販管費は、前期に計画的に実施したレンタル機材投資の減少に加え、前期より進めてきた社内オペレーション業務のRPA化によるコスト削減効果がもたらされ、前年に比べ減少致しました。なお、RPA化は引き続き推進しており、AIによるマルチモーダル化の導入も開始しております。

これらの結果、当中間会計期間の売上高は1,095,003千円（前年同期比8.0%増）、営業利益は97,639千円（前中間会計期間は営業損失76,616千円）、経常利益は104,099千円（前中間会計期間は経常損失64,708千円）、中間純利益は62,408千円（前中間会計期間は中間純損失46,332千円）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」といいます。）の残高は476,827千円（前事業年度末比37,314千円増）となりました。各キャッシュ・フローの状況と主な要因は以下のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動により増加した資金は63,607千円となりました。これは主に税引前中間純利益104,099千円、棚卸資産の86,636千円の増加、仕入債務の10,432千円の増加、賞与引当金14,637千円の増加、未払金の12,098千円の減少があったことによるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動により減少した資金は6,993千円となりました。これは主に有形固定資産の取得による支出6,653千円によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動により減少した資金は19,300千円となりました。これは主に長期借入金の返済による支出15,000千円、配当金の支払による支出4,300千円によるものです。

2【生産、受注及び販売の状況】

当社は無線通信機器販売レンタル事業の単一セグメントであるため、仕入実績はメーカー別、販売実績は事業別に記載しております。

(1) 仕入実績

当中間会計期間における仕入実績は、次のとおりであります。

仕入先名称	仕入高（千円）	前年同期比（％）
株式会社JVCケンウッド	115,377	118.4
アルインコ株式会社	77,091	99.6
株式会社CSR	54,514	101.9
八重洲無線株式会社	90,153	117.6
アイコム株式会社	161,587	77.8
その他	130,201	112.8
合計	628,923	100.1

（注）金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 販売実績

当中間会計期間における販売実績は、次のとおりであります。

事業部門の名称	販売高（千円）	前年同期比（％）
無線通信機器販売事業	640,544	96.3
無線通信機器レンタル事業	454,458	130.4
合計	1,095,003	108.0

（注）金額には、消費税等は含まれておりません。

3【対処すべき課題】

当中間会計期間において、当社が対処すべき事業上及び財務上の課題について、重要な変更はありません。
また新たに生じた事業上及び財務上の対処すべき課題はありません。

4【事業等のリスク】

当中間会計期間において、本中間発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、当社の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事業等のリスクの発生、または前事業年度の発行者情報に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありませんが、当社株式の株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketの上場維持前提となる契約に関し、以下に記載致します。

担当J-Adviserとの契約の解除に関する事項について

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第102条の定めにより、TOKYO PRO Market上場企業は、東京証券取引所より認定を受けたいずれかの担当J-Adviserと、株式上場の適格性審査及び株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約（以下、「J-Adviser契約」とします。）を締結する義務があります。本中間発行者情報公表日時点において、当社がJ-Adviser契約を締結しているのは株式会社日本M&Aセンター（以下、「同社」とします。）であり、同社とのJ-Adviser契約において当社は、下記の義務の履行が求められております。下記の義務の履行を怠り、又は契約に違反した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1か月）を定めてその義務の履行又は違反の是正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履行又は違反の是正がなされなかったときは、J-Adviser契約を解除することができる旨の定めがあります。また、上記にかかわらず、当社及び同社は、両当事者による書面による合意又は相手方に対する1か月前以上の書面による通知を行うことにより、いつでもJ-Adviser契約を解約することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間中において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、又は同社に代わる担当J-Adviserを確保できない場合は、当社普通株式のTOKYO PRO Market上場廃止につながる可能性があります。

＜J-Adviser契約上の義務＞

- ・ 特例に定める上場会社の義務を履行するとともに、同社がJ-Adviserの義務を履行するために必要な協力を行うこと
- ・ 取締役会関係資料、株主総会関係資料、経営管理に関する各種資料、その他同社が必要とする資料等を遅滞なく提出すること
- ・ 必要に応じて特例及び特例施行規則の内容及びその解釈について、同社から指導及び助言を受け、当社はその指導及び助言に従って行動すること

また、当社において下記の事象が発生した場合には、同社からの催告無しでJ-Adviser契約を解除することができるものと定められております。

① 債務超過

当社がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が当社の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。）に債務超過の状態を解消できなかったとき。ただし、当社が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法（以下、「産競法」という。）に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産業競争力強化法に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過を解消することを計画している場合（同社が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態を解消できなかったとき。

なお、同社が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、当社が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態を解消するための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし、当社が提出する当該再建計画並びに次の(a)及び(b)に定める書面に基づき行うものとする。

(a) 次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

- イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面
- ロ 産競法に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合 当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面
- ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合 当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

(b) 本号但し書に規定する1年以内に債務超過の状態を解消するための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

当社が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（当社が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと同社が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 当社が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合 当社から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
- b 当社が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行った場合 当社から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると同社が認めた日）
- c 当社が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。） 当社から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④ 前号に該当することとなった場合においても、当社が次の a から c までに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

- a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。
 - (a) 当社が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること
 - (b) 当社が前号 c に規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること
- b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。
 - (a) TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと
 - (b) 前 a の(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと

⑤ 事業活動の停止

当社が事業活動を停止した場合（当社及びその連結子会社の事業活動が停止されたと同社が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他当社が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と同社が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 当社が、合併により解散する場合のうち、合併に際して当社の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日
 - (a) TOKYO PRO Marketの上場株券等
 - (b) 特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等
- b 当社が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、当社から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）
- c 当社が、a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第3号 b の規定の適用を受ける場合を除く。）は、当社から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥ 不適当な合併等

当社が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、i の2 非上場会社を子会社とする株式交付、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又は i から vii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下本号において「吸収合併等」と

いう。)を行った場合に、当社が実質的な存続会社でないと同社が認めた場合

- ⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損
第三者割当により当社の支配株主（当社の親会社又は当社の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると同社が認めるとき
- ⑧ 発行者情報等の提出遅延
当社が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、同社がその遅延理由が適切でないと判断した場合
- ⑨ 虚偽記載又は不適正意見等
次の a 又は b に該当する場合
 - a 当社が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合
 - b 当社の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合
- ⑩ 法令違反及び上場契約違反等
当社が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合
- ⑪ 株式事務代行機関への委託
当社が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合
- ⑫ 株式の譲渡制限
当社がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合
- ⑬ 完全子会社化
当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合
- ⑭ 指定振替機関における取扱い
当社が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合
- ⑮ 株主の権利の不当な制限
当社が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合をいう。
 - a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）
 - b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
 - c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である当社の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を当社以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が当社に対する買収の実現を困難にする方策であると同社が認めるときは、当社が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）
 - d TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定
 - e TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定
 - f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定
 - g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定
- ⑯ 全部取得
当社がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合
- ⑰ 反社会的勢力の関与
当社が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に

対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと同社が認めるとき

⑮ その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、同社若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合

このほか、株主総会の特別決議を経て、当社が東京証券取引所へ「上場廃止申請書」を提出した場合にも上場廃止となります。なお、本中間発行者情報公表日時点において、J-Adviser契約の解約につながる上記の事象は発生していません。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第4【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数 (株)	未発行株式数 (株)	中間会計期間末現在発行数 (2025年6月30日) (株)	公表日現在発行数 (2025年9月19日) (株)	上場金融商品取引 所名又は登録認可 金融商品取引業協 会名	内容
普通株式	688,000	516,000	172,000	172,000	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	単元株式数 100株
計	688,000	516,000	172,000	172,000	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次の通りであります。

2023年1月24日取締役会決議

	中間会計期間末現在 (2025年6月30日)	公表日の前月末現在 (2025年8月31日)
新株予約権の数(個)	105(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	21,000(注)1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株あたり1,750(注)2	同左
新株予約権の行使期間	自 2025年1月24日 至 2033年1月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,750 資本組入額 875	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入れその他処分は認めない	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 2023年11月15日開催の取締役会決議により、2023年12月5日付で普通株式1株を200株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

なお、新株予約権の割当後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式数を調整します。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式数についてのみ行われ、調整による1株未満の端数は切り捨てるものとします。

調整後株式数＝調整前株式数×分割（又は合併）の比率

また、当社が、合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、その他の株式数の調整が必要な場合には、当社は、合併等の条件等を勘案のうえ、新株予約権の目的である株式の数について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うことができます。

2. 各新株予約権行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受ける株式1株あたりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とします。

尚、割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は当社が保有する自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く）には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行による増加株式数}}$$

3. 新株予約権の行使条件は次のとおりであります。

- ① 当社は、新株予約権者が、権利行使する前に、当社の取締役、監査役又は従業員でなくなったときには、その新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 当社は、新株予約権者が権利行使する前に、禁錮以上の刑に処せられたとき又は当社若しくは当社子会社の就業規則により降格以上の制裁を受けたときには、その新株予約権を無償で取得することができる。
- ③ 権利行使に係る権利行使価額の年間の合計額は、1,200万円を超えてはならない。
- ④ 新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数（株）	発行済株式総 数残高（株）	資本金増減額 （千円）	資本金残高 （千円）	資本準備金増 減額（千円）	資本準備金残 高（千円）
2025年1月1日～ 2025年6月30日	—	172,000	—	43,000	—	17,000

(6) 【大株主の状況】

2025年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式総数に対する所 有株式数の割合 （%）
吉田 統一	東京都渋谷区	116,800	67.91
吉田 靖朗	東京都八王子市	55,100	32.03
グローバルソリューションサービス 株式会社	東京都港区海岸3-9-15	100	0.06
合計	—	172,000	100.00

（注）発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点第3位を四捨五入しております。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年6月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	—	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 172,000	1,720	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	172,000	—	—
総株主の議決権	—	1,720	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2025年1月	2025年2月	2025年3月	2025年4月	2025年5月	2025年6月
最高（円）	—	—	—	—	—	—
最低（円）	—	—	—	—	—	—

（注） 1．最高・最低株価は、東京証券取引所（TOKYO PRO Market）におけるものであります。

2．2025年1月から6月について売買実績はありません。

3 【役員の状況】

前事業年度の発行者情報公表後、当中間発行者情報公表日までの役員異動はありません。

第6【経理の状況】

1. 中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。当社の中間財務諸表は第一種中間財務諸表であります。
- (2) 当社の中間財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間会計期間（2025年1月1日から2025年6月30日まで）の中間財務諸表について、ふじみ監査法人の期中レビューを受けております。

3. 中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年12月31日)	当中間会計期間 (2025年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	440,118	477,432
受取手形	8,851	8,212
売掛金	146,033	141,603
商品	122,719	210,267
貯蔵品	1,034	123
前払費用	9,506	10,922
未収還付法人税等	19,212	10,812
その他	6,350	1,067
貸倒引当金	△418	△123
流動資産合計	753,408	860,318
固定資産		
有形固定資産	24,000	28,127
無形固定資産	3,085	1,804
投資その他の資産		
敷金及び保証金	20,194	19,310
保険積立金	30,921	30,921
繰延税金資産	9,541	11,184
その他	187	384
投資その他の資産合計	60,845	61,799
固定資産合計	87,931	91,731
資産合計	841,339	952,049

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年12月31日)	当中間会計期間 (2025年6月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	188,767	199,200
未払金	68,966	56,702
1年内返済予定の長期借入金	30,000	30,000
未払法人税等	100	43,298
未払消費税	-	12,946
契約負債	16,881	9,803
前受金	26,658	32,483
賞与引当金	8,891	23,528
役員賞与引当金	7,200	5,600
預り金	14,974	9,554
その他	5,741	5,572
流動負債合計	368,182	428,690
固定負債		
長期借入金	75,000	60,000
役員退職慰労引当金	267,259	274,353
固定負債合計	342,259	334,353
負債合計	710,441	763,043
純資産の部		
株主資本		
資本金	43,000	43,000
資本剰余金		
資本準備金	17,000	17,000
資本剰余金合計	17,000	17,000
利益剰余金		
利益準備金	2,043	2,043
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	68,853	126,962
利益剰余金合計	70,897	129,005
株主資本合計	130,897	189,005
純資産合計	130,897	189,005
負債純資産合計	841,339	952,049

②【中間損益計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)	当中間会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)
売上高	1,013,758	1,095,003
売上原価		
商品期首棚卸高	114,655	122,719
当期商品仕入高	500,680	587,172
合計	615,335	709,892
商品期末棚卸高	85,947	210,267
商品売上原価	529,388	499,625
売上総利益	484,370	595,377
販売費及び一般管理費	※ 560,987	※ 497,737
営業利益又は営業損失 (△)	△76,616	97,639
営業外収益		
受取利息	2	228
受取配当金	1	1
助成金収入	-	4,220
販売奨励金	12,109	-
債務勘定整理益	-	1,864
その他	224	641
営業外収益合計	12,338	6,955
営業外費用		
支払利息	421	494
雑損失	8	2
営業外費用合計	429	496
経常利益又は経常損失 (△)	△64,708	104,099
特別利益		
固定資産売却益	163	-
特別利益合計	163	-
税引前中間純利益又は税引前中間純損失 (△)	△64,544	104,099
法人税、住民税及び事業税	100	43,333
法人税等調整額	△18,313	△1,642
法人税等合計	△18,212	41,691
中間純利益又は中間純損失 (△)	△46,332	62,408

③【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)	当中間会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純利益又は税引前中間純損失 (△)	△64,544	104,099
減価償却費	2,539	3,641
敷金償却	1,024	1,024
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	303	△294
賞与引当金の増減額 (△は減少)	15,766	14,637
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	△2,800	△1,599
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	6,951	7,093
受取利息及び受取配当金	△3	△230
支払利息	421	494
助成金収入	-	△4,220
固定資産売却益	△163	-
売上債権の増減額 (△は増加)	8,745	5,068
棚卸資産の増減額 (△は増加)	27,325	△86,636
前払費用の増減額 (△は増加)	3,342	△1,424
仕入債務の増減額 (△は減少)	18,169	10,432
未払金の増減額 (△は減少)	245	△12,098
その他の資産の増減額 (△は増加)	△516	5,286
その他の負債の増減額 (△は減少)	△9,374	6,105
小計	7,433	51,380
利息及び配当金の受取額	2	194
利息の支払額	△418	△488
助成金の受取額	-	4,220
法人税等の支払額	△83	△100
法人税等の還付額	5,090	8,400
営業活動によるキャッシュ・フロー	12,025	63,607
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△604	△605
定期預金の払戻による収入	604	604
有形固定資産の取得による支出	△800	△6,653
有形固定資産の売却による収入	163	-
敷金及び保証金の差入による支出	-	△140
出資による支出	-	△200
出資金の払戻による収入	2,500	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,863	△6,993
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	△15,000	△15,000
配当金の支払額	△4,300	△4,300
財務活動によるキャッシュ・フロー	△19,300	△19,300
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△5,410	37,314
現金及び現金同等物の期首残高	485,637	439,513
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 480,226	※ 476,827

【注記事項】

(中間損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)	当中間会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)
給与手当	109,472千円	109,676千円
消耗品費	149,290千円	47,222千円
通信費	79,855千円	104,710千円
賞与引当金繰入額	22,428千円	23,528千円
役員賞与引当金繰入額	3,600千円	5,600千円
役員退職慰労引当金繰入額	6,951千円	7,093千円
貸倒引当金繰入額	303千円	11千円

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自2024年1月1日 至2024年6月30日)	当中間会計期間 (自2025年1月1日 至2025年6月30日)
現金及び預金	480,831千円	477,432千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△604	△605
現金及び現金同等物	480,226	476,827

(株主資本等関係)

前中間会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年3月28日 定時株主総会	普通株式	4,300	25	2023年12月31日	2024年3月29日

2. 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当中間会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年3月27日 定時株主総会	普通株式	4,300	25	2024年12月31日	2025年3月28日

2. 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は無線通信機器販売レンタル事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社の事業セグメントは、無線通信機器販売レンタル事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

前中間会計期間（自 2024年1月1日 至 2024年6月30日）

(単位：千円)

	金額
無線通信機器販売売上	665,144
顧客との契約から生じる収益	665,144
その他の収益	348,613
外部顧客への売上高	1,013,758

(注) 「その他の収益」は、リース取引に関する会計基準に基づき認識したレンタル収益であります。

当中間会計期間（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）

(単位：千円)

	金額
無線通信機器販売売上	640,544
顧客との契約から生じる収益	640,544
その他の収益	454,458
外部顧客への売上高	1,095,003

(注) 「その他の収益」は、リース取引に関する会計基準に基づき認識したレンタル収益であります。

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益又は1株当たり中間純損失及び算定上の基礎は以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)	当中間会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)
1株当たり中間純利益又は1株当たり中間純損失(△)	△269円37銭	362円84銭
(算定上の基礎)		
中間純利益又は中間純損失(△)(千円)	△46,332	62,408
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る中間純利益又は普通株式に係る中間純損失(△)(千円)	△46,332	62,408
普通株式の期中平均株式数(株)	172,000	172,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	新株予約権 1種類 新株予約権の数 117個 (普通株式 23,400株)	新株予約権 1種類 新株予約権の数 105個 (普通株式 21,000株)

- (注) 1. 前中間会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり中間純損失であるため、記載しておりません。
2. 当中間会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は売買実績がなく期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025 年 9 月 19 日

株式会社エクセリ

取締役会 御中

ふじみ監査法人

東京事務所

指 定 社 員

業務執行社員

指 定 社 員

業務執行社員

公認会計士

久世将吾

公認会計士

淡路洋平

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 128 条第 3 項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社エクセリの 2025 年 1 月 1 日から 2025 年 12 月 31 日までの第 35 期事業年度の中間会計期間(2025 年 1 月 1 日から 2025 年 6 月 30 日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エクセリの 2025 年 6 月 30 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適切に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上